

## 平成 31 年度 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日時：平成 31 年 4 月 18 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 00 分

会場：上越市役所 401 会議室

### 1 開会

### 2 議事

(1)平成 30 年度の児童虐待の実態について

①事務局(すこやかなくらし包括支援センター)・・・資料 1

②上越児童相談所・・・資料 2

(2)平成 30 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績・・・資料 3

(3)平成 31 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画・・・資料 4

(4)児童虐待防止対策の強化に向けた新たなルールの徹底について・・・資料 5

(5)意見交換

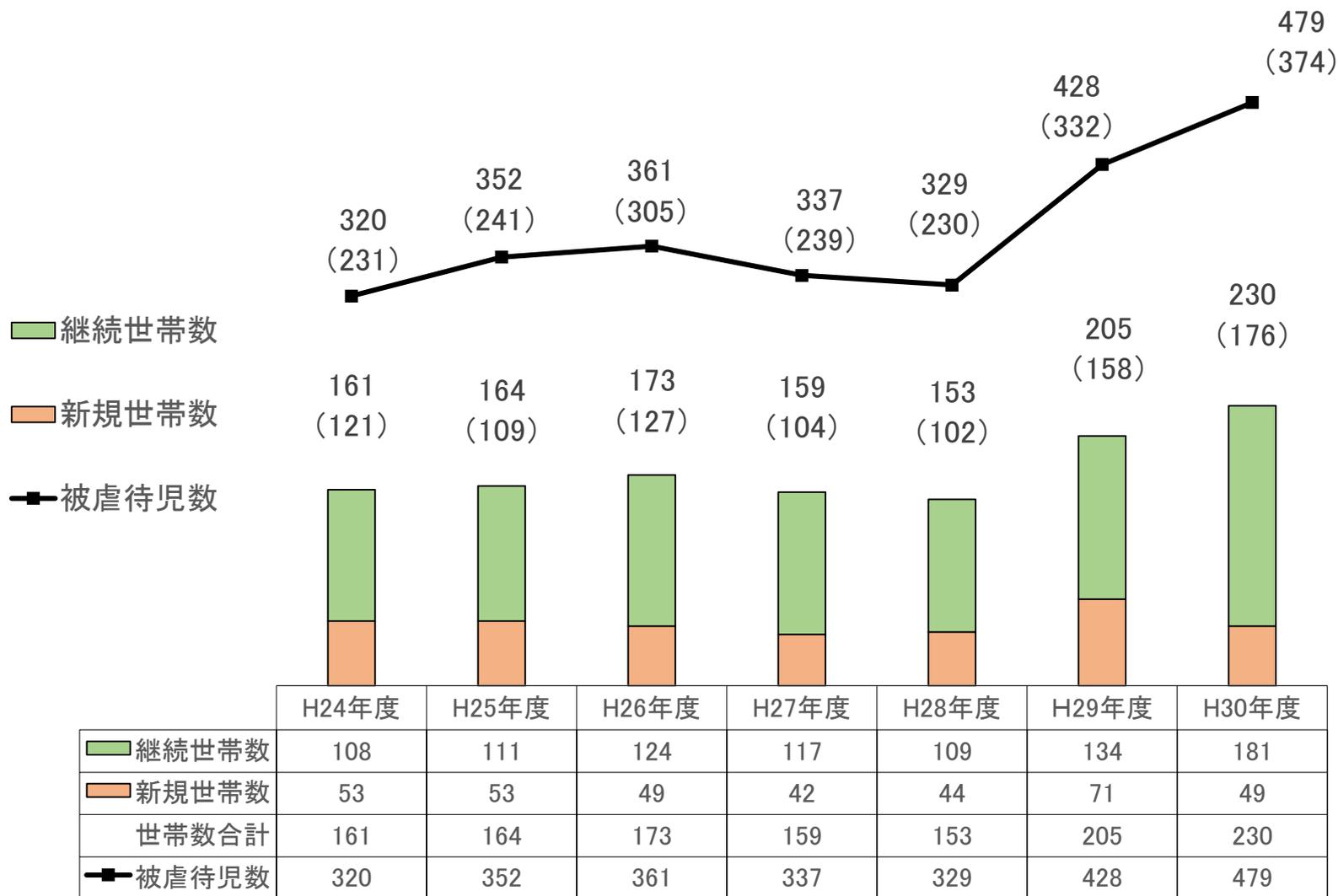
### 3 閉会

# 平成30年度上越市の児童虐待の実態について

- (1) 被虐待児人数・世帯数
- (2) 主な虐待内容(世帯ごと)
- (3) 被虐待児年齢
- (4) 情報提供者(世帯ごと)
- (5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)
- (6) 虐待のリスク要因

上越市すこやかなくらし包括支援センター

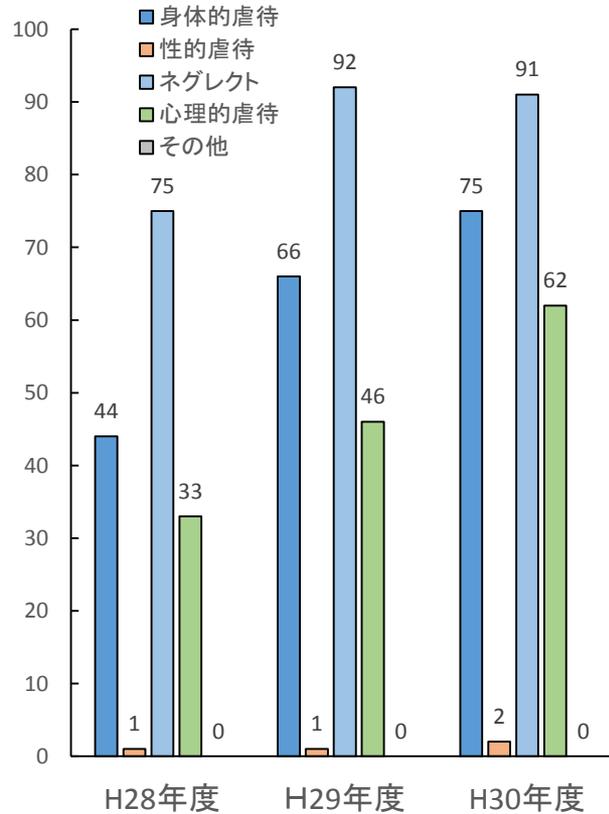
# (1) 被虐待児人数・世帯数



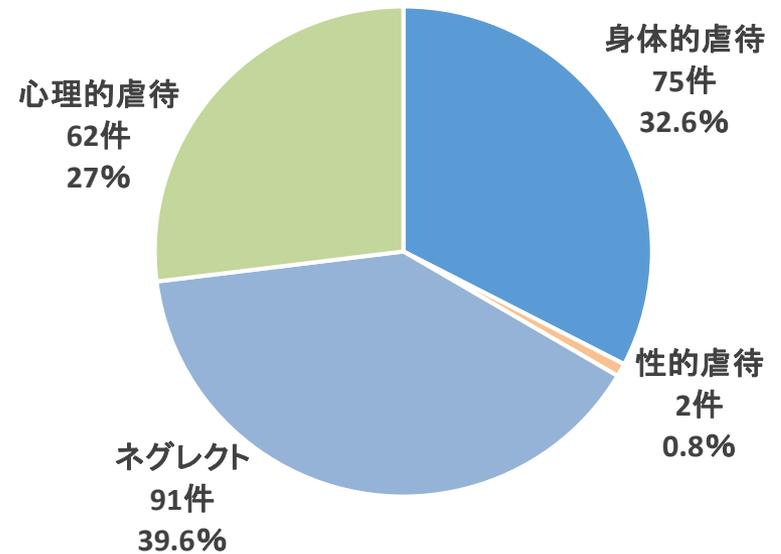
※グラフ上の（ ）内の数字は合併前上越の数値

## (2) 主な虐待内容(世帯ごと)

(件数)

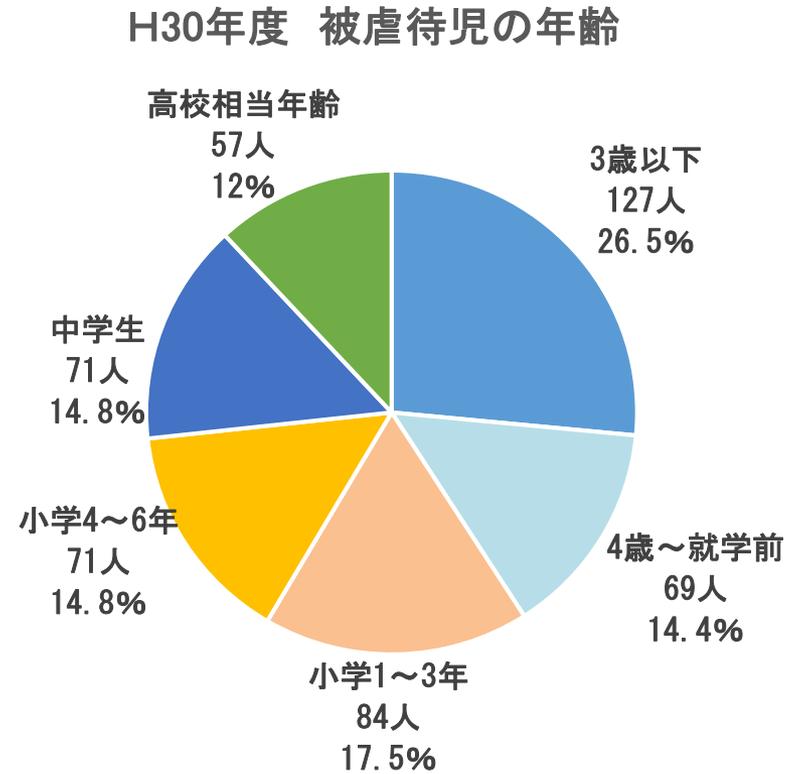
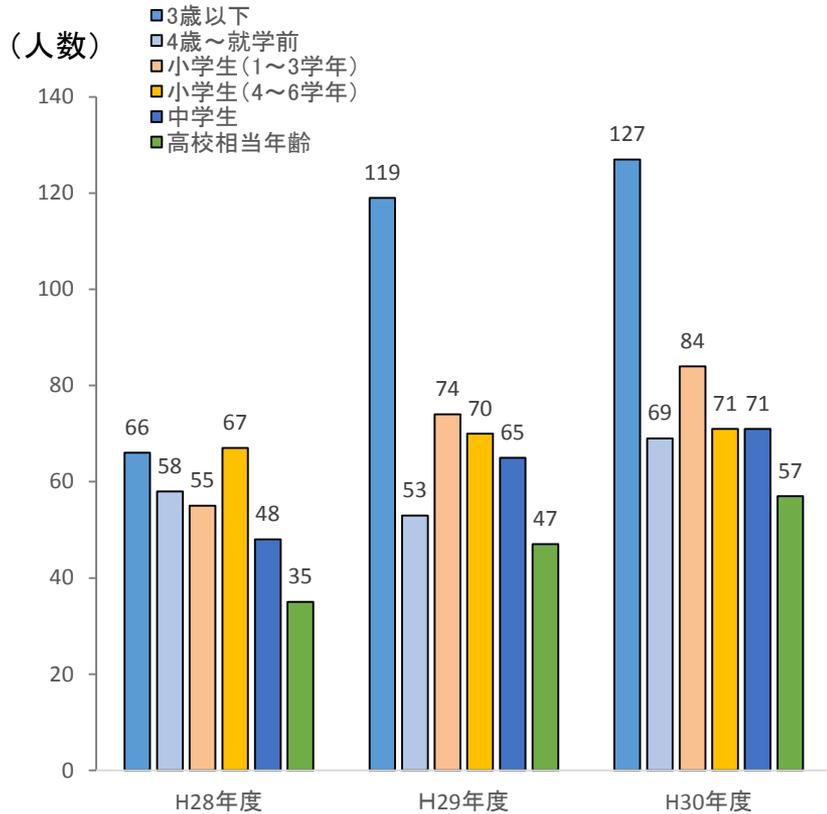


H30年度 主な虐待の種別



虐待の内容	H28年度	H29年度	H30年度
身体的虐待	44	66	75
性的虐待	1	1	2
ネグレクト	75	92	91
心理的虐待	33	46	62
その他	0	0	0
合計	153	205	230

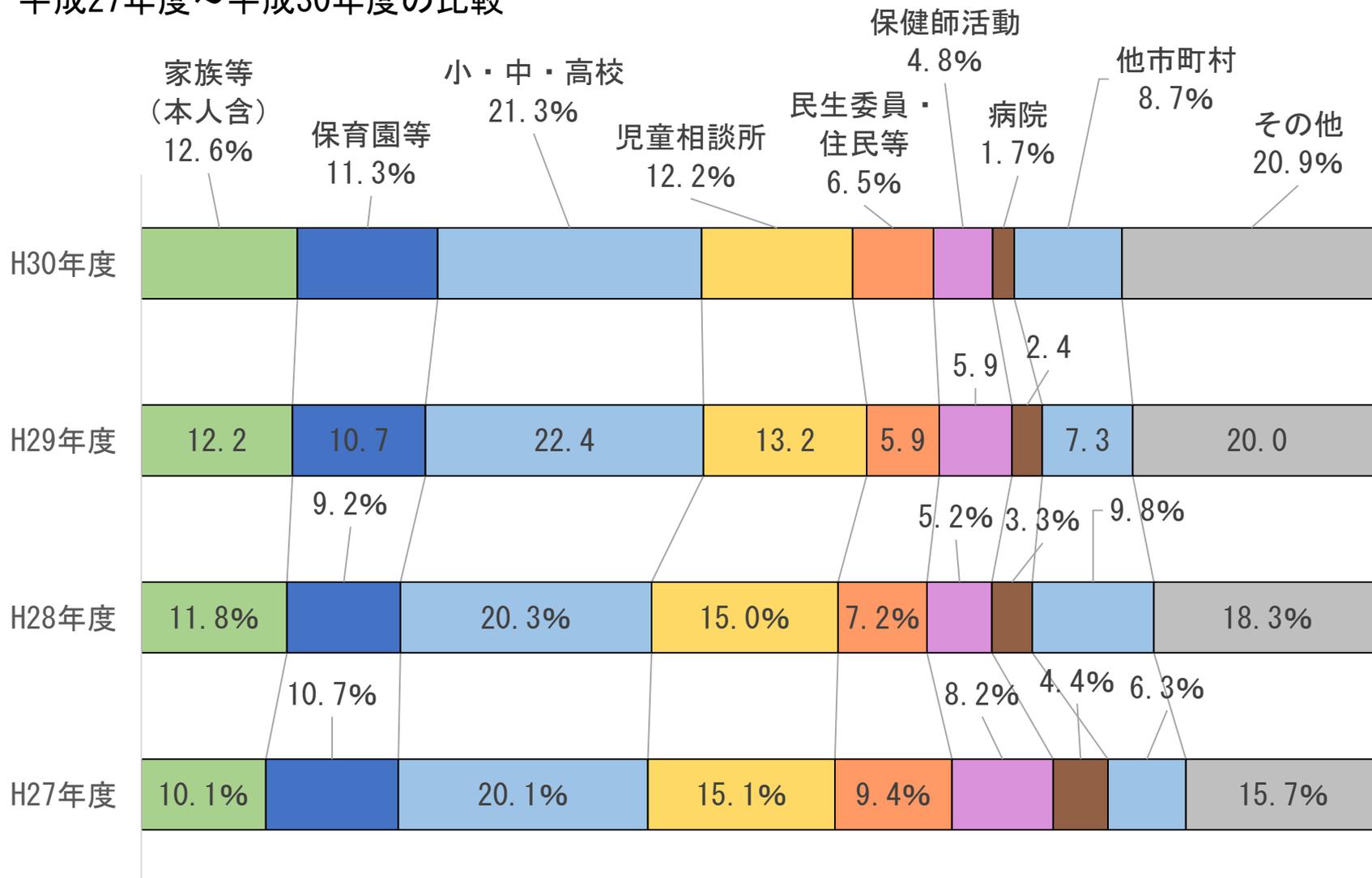
# (3) 被虐待児年齢



年齢構成	H28年度	H29年度	H30年度
3歳以下	66	119	127
4歳～就学前	58	53	69
小学生(1～3学年)	55	74	84
小学生(4～6学年)	67	70	71
中学生	48	65	71
高校相当年齢	35	47	57
合計	329	428	479

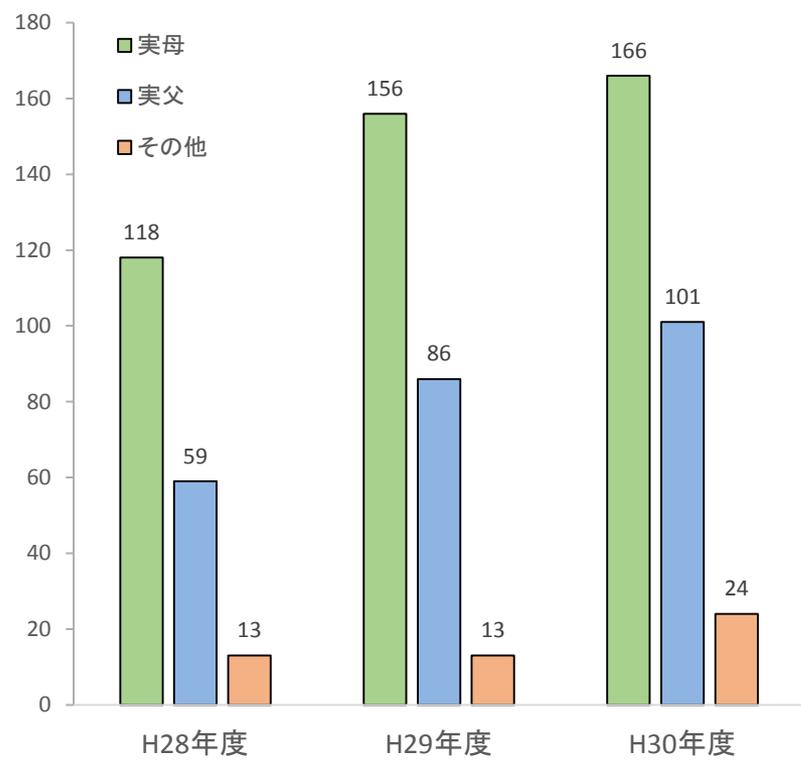
# (4) 情報提供者(世帯ごと)

平成27年度～平成30年度の比較

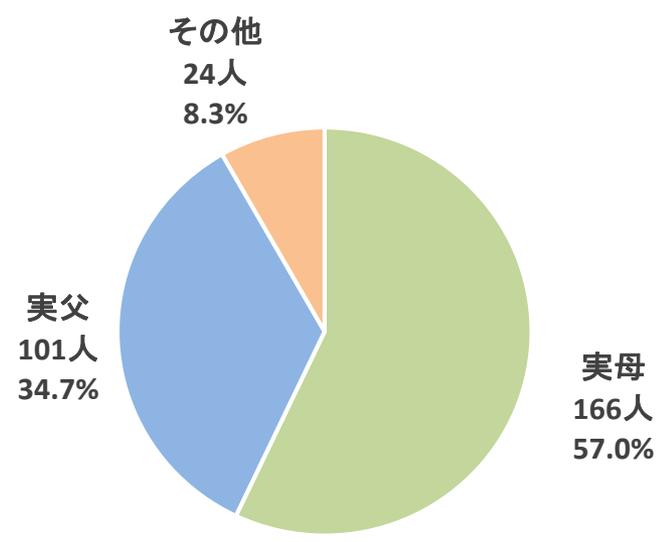


# (5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)

(人数)



H30年度 虐待者の内訳



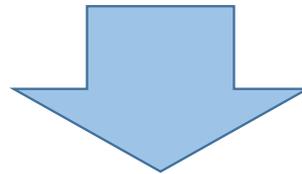
虐待者	H28年度	H29年度	H30年度
実母	118	156	166
実父	59	86	101
その他	13	13	24
合計	190	255	291

## (6)虐待のリスク要因

	子どものリスク要因
1	発達支援が必要
2	基礎疾患あり
3	日常的な世話の欠如
4	療育手帳所持

	保護者のリスク要因
1	離婚歴あり
2	理解力の低さあり
3	基礎疾患あり
4	保護者自身の被虐待歴

	養育環境のリスク要因
1	転居歴あり
2	ひとり親
3	DV
4	市税・諸費滞納あり
5	再婚家庭



### リスク要因の重なりから見えてきたこと

- ◆子どものリスク要因が増える・・・身体的虐待の増加
- ◆保護者・養育環境のリスクが増える・・・ネグレクトの増加
- ◆離婚歴あり・ひとり親・・・身体的・ネグレクト・心理的虐待すべて増加

H29年度新規虐待受理票ケースから分析

# 上越児童・障害者相談センター

## 1 業務

- 児童相談所の業務(児童福祉法)  
18歳未満の健全育成にかかる相談に対応
- 身体障害者更生相談所の業務(身体障害者福祉法)  
身体障害者手帳、補装具、自立支援医療等にかかる相談に対応
- 知的障害者更生相談所の業務(知的障害者福祉法)  
療育手帳、医学的・心理学的・職能的判定等にかかる相談に対応

## 2 管轄する区域

- ・ 上越市、妙高市、糸魚川市の3市
- ・ 総人口:265,142人、児童人口:38,428(H31.1.1推計)

## 3 職員体制(H31.4.1)

- ・ 所長(1)、課長(2)、児童福祉司(地区担当5、受理担当3)、心理判定員(2)  
児童指導員(2)
- ・ 非常勤嘱託員(非常勤14:子育て、一時保護、炊事、里親、法務、心理)
- ・ 医師(嘱託4)

# 児童虐待防止対策の強化に向けた国の動向

- 児童虐待相談対応件数の増加、東京都目黒区や千葉県野田市の虐待死事件の発生を踏まえ、国においては「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を策定し、児童虐待防止法等の改正作業を進めている。

## 【新たなルールのポイント】

### ①通告の情報元の秘匿

- ・ 通告者保護の観点から、通告元は保護者に明かさないことを徹底する

### ②児童相談所・学校・警察等との連携の強化

- ・ 保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は警察や弁護士等と情報共有、連携して対応する

### ③一時保護解除と家庭復帰する際の留意点

- ・ 家庭訪問や通所指導等を通じて安全確認することを保護者に提示する
- ・ 子どもに対してSOSの方法を確認し、連絡先を伝える

### ④転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底

- ・ 転居先の児童相談所、市町村とも連携して転居の事実を把握する

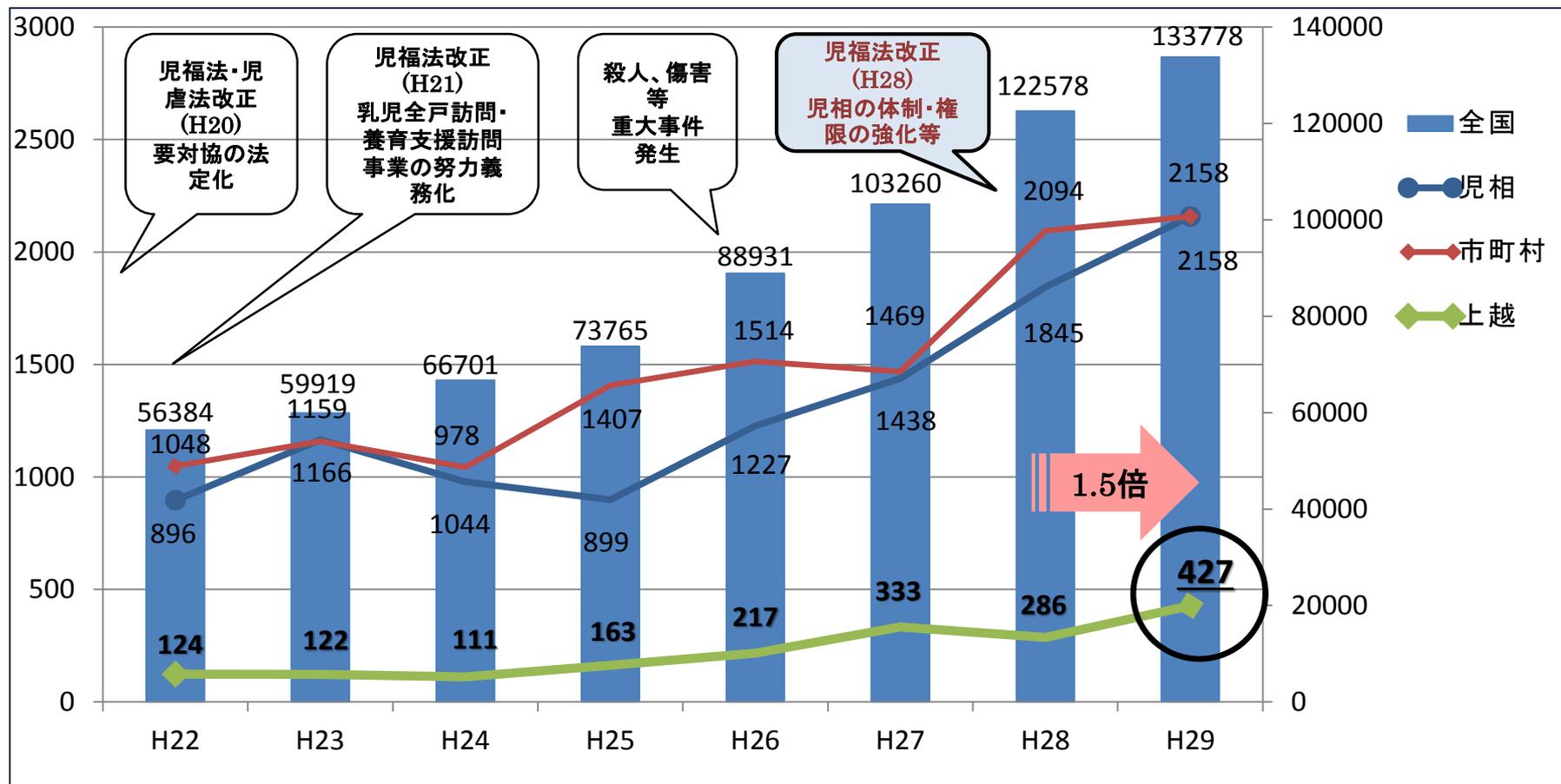
### ⑤配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化

# 児童相談対応件数(種別)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
養護相談	313	384	428	529	697	863(68.9%)
保健相談	2	6	3	1	2	0(0.00%)
障害相談	277	295	323	318	323	319(25.5%)
非行相談	23	28	33	29	25	13(1.04%)
育成相談	70	53	76	49	64	41(3.28%)
その他	41	16	15	12	12	16(1.28%)
計	726	782	877	938	1,123	1,252(100%)
<u>再掲)虐待</u>	111	163	188	333	286	<u>427(34.1%)</u>
<u>再掲)いじめ</u>	0	0	0	0	0	<u>1(0.00%)</u>

# 児童虐待相談対応件数の推移

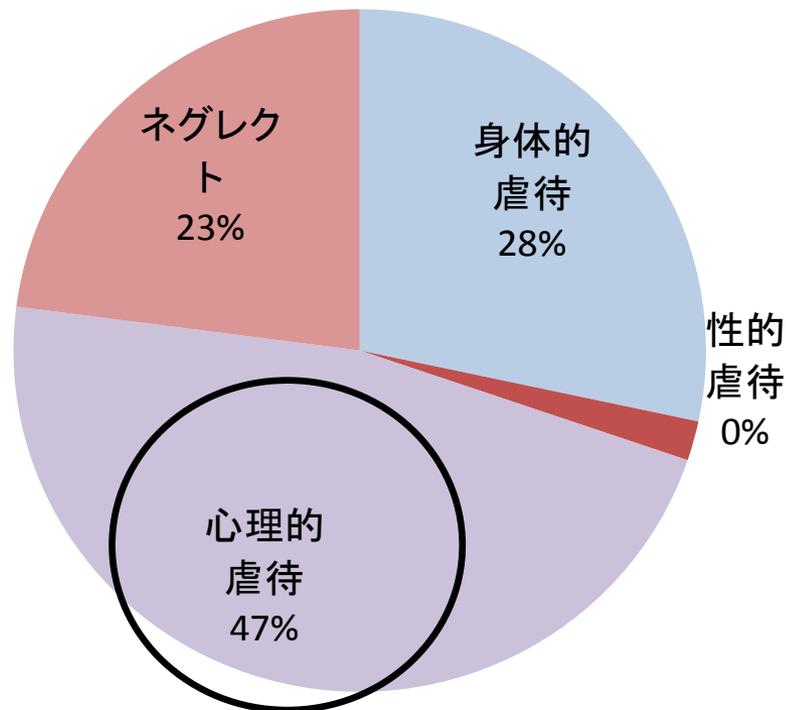
- 全国・県は過去最高の相談件数を更新
- 増加の背景には、社会意識の高まり、警察通告(面前DV)の増加等がある
- 当所(H29)では、市役所や家族等からの相談が増え前年度比1.5倍に急増



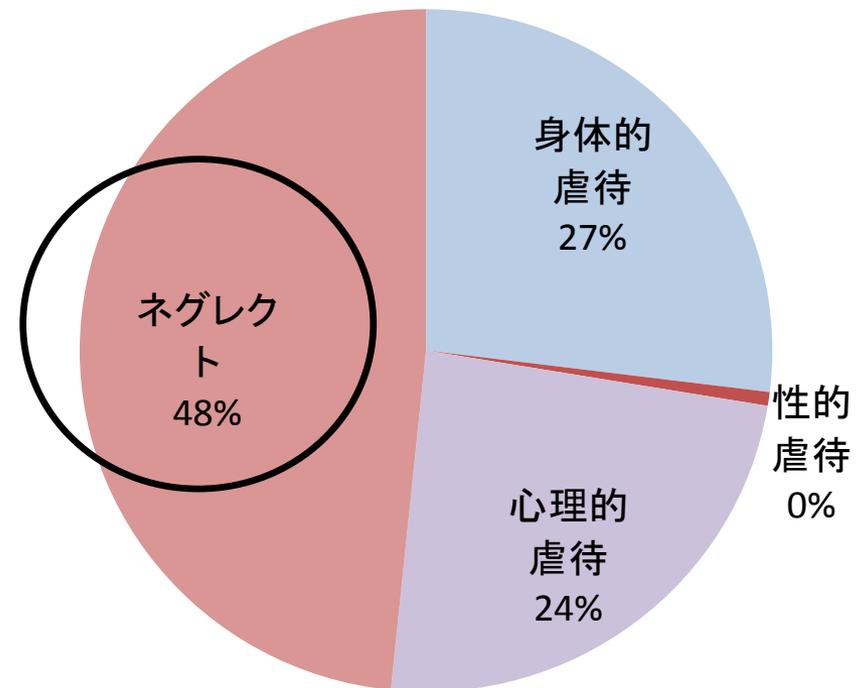
# 児童虐待の内訳(H29:種別)

- 市町村と比較すると児童相談所では「心理的虐待」の割合が多い
- 「養育者」が育児の負担やストレス、何らかの育児をしづらい事情を抱えている事例が目立っている

児童相談所



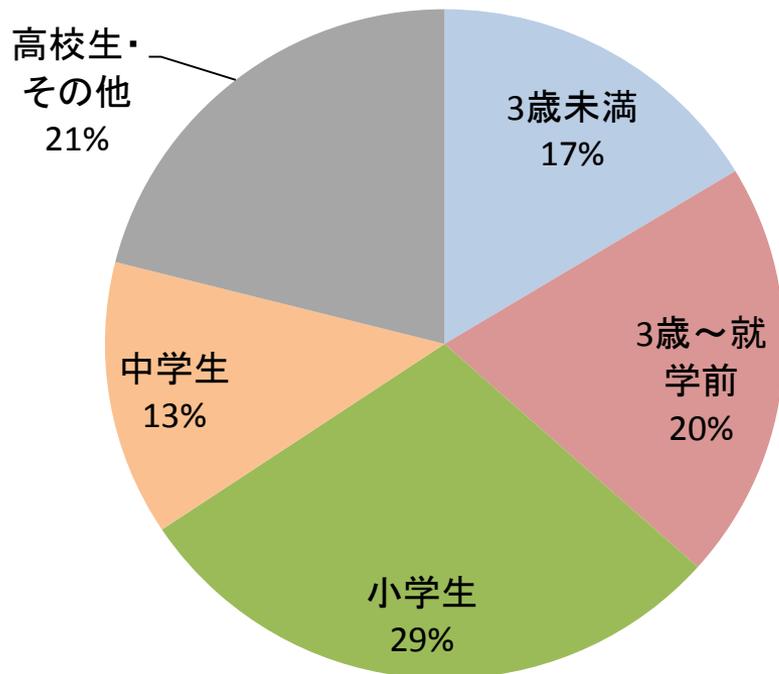
市町村(上越児相管内)



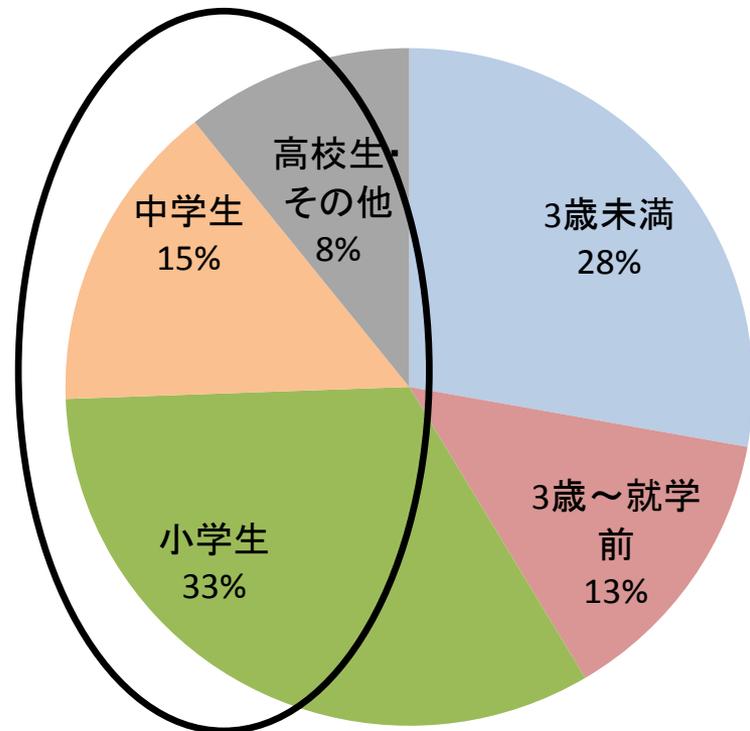
# 児童虐待の内訳(H29:年齢)

- 相談は「就学前」よりも「小学生」以上(6割以上)の年代が多い
- 学童期に入って発生した事例は少なく、今後の取組の方向性としては、早期発見・早期支援や予防対策の更なる強化が必要と考えられる

## 児童相談所



## 市町村(上越児相管内)



# 児童虐待のリスク要因

- リスクとなる要因は一つではなく、**複合的**な場合が多い。
- 養育者の自覚は別として、**虐待は追い込まれた末の行為**であることが多い。

- 望まない妊娠(10代)
- 愛着形成不十分
- 産後うつ等の精神的に不安定な状況
- 医療につながっていない障害や疾患等がある
- 育児の不安やストレス
- 元来、性格が攻撃的・衝動的
- 被虐待経験

親

- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭(ステップファミリー)
- 夫婦関係を含め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族・地域から孤立した家庭
- 経済的な不安のある家庭
- 夫婦不和、DV等のある家庭

養育環境

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 慢性的な疾患を有する子ども
- 何らかの育てにくさを持っている子ども

子ども

## 〔母親と子どもに共通する性格特性〕

- ・ 慢性的な欲求不満、過敏さと傷つきやすさ、攻撃性の高さ、自己イメージの悪さ

## 〔虐待を認めない心理〕

- ・ 不利益を受ける、家族の危機、罪の意識に直面、親としての存在の否定、など

## 〔悪循環の要因〕

- ・ 親の過剰な要求と子どもの無理な適応、子どもの問題行動と親の反応
- ・ 家族の孤立化と援助の困難化

深刻化する  
メカニズム

# 虐待が子どもに及ぼす影響

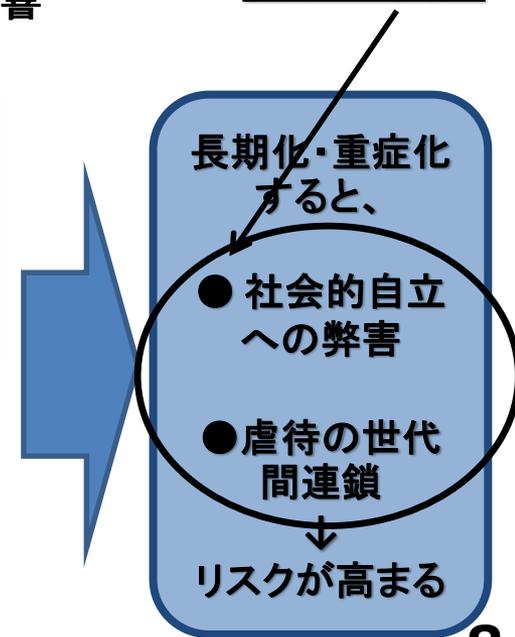
身体への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 死亡、身体的外傷</li><li>・ 低身長、低体重、肥満</li><li>・ その他(貧血、皮膚病、夜尿、第二次的徴の遅れ)</li></ul>
知的発達への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 言葉の遅れ、学習の遅れ</li></ul>
情緒・心理面への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 過敏さと傷つきやすさ、感情コントロールの悪さ(抑え込み・爆発)</li><li>・ 慢性的な欲求不満、自己イメージの悪さ</li></ul>



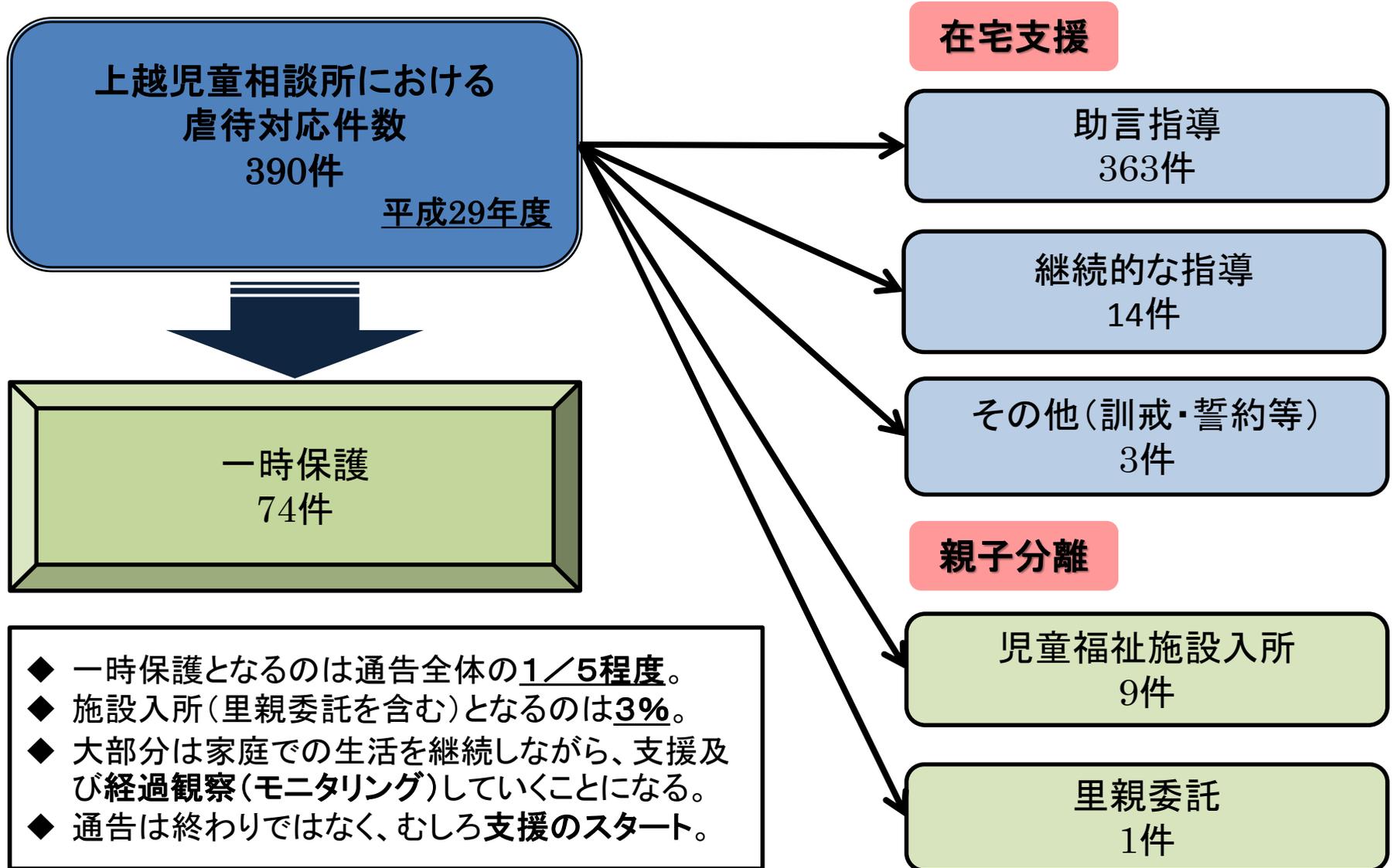
1次的影響 → 2次的影響

行動への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身辺自立の遅れ(基本的な生活習慣の遅れ)</li><li>・ 落ち着きのなさ</li><li>・ 粗暴な言動、非行</li><li>・ 自傷行為や自殺、食行動の異常</li><li>・ トラウマによる反応</li></ul>
対人関係への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待に関連する対人関係を避ける傾向</li><li>・ 適切な距離を保てない傾向、赤ちゃん返り</li><li>・ 相手の期待を先取りした行動</li><li>・ 大人への不信感、絶望感</li><li>・ 同世代の子どもとの関係を結べない傾向</li></ul>

社会的損失



# 虐待通告を受けた児童への対応



# 市町村と児童相談所の役割分担と連携

予防

発見

調査

介入

保護

支援

再発予防

個別ケース検討会議の開催（支援の局面に応じて随時開催）

市  
町  
村  
児  
童  
相  
談  
所

〔軽度〕  
〔中程度〕  
〔重度〕

※教育・啓発

※発見・支援

通告受理

- ・周辺調査
- ・情報収集
- ・安全確認(48H以内目視)

※安全確認できない時

緊急度の判断

- ・緊急度が中軽度
- ・緊急度が重中度

保護者への接触

介入

- ・一時保護
- ・保護者への告知

立入調査

- ・警察への援助要請

要対協

助言指導

- ・支援計画
- ・見守り・モニター
- ・支援・ケア
- ・評価 → 終結

継続指導

在宅指導

親子分離

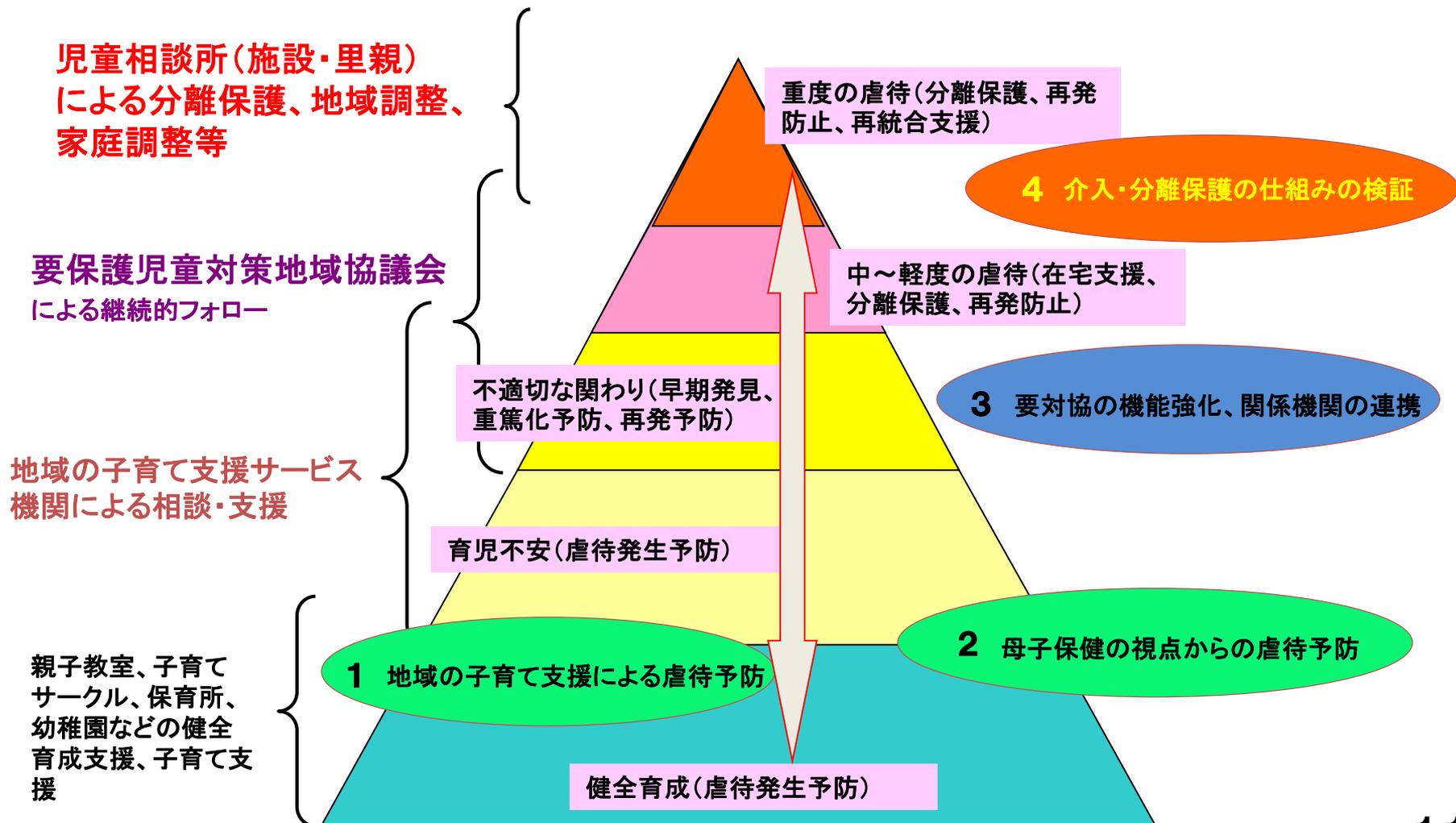
- ・施設入所措置
- ・里親委託措置

法的手続き

- ・家裁28条申立等

児童福祉司指導措置

# 虐待相談の対応の留意点 (虐待の進行と予防を意識した対応)



# 児童虐待対策の課題と今後の取組

## 課題①: 早期発見・早期支援の徹底(重症化予防)

- ・ 学校、保育園、医療機関との情報共有、連携の強化  
→ 見逃し、通告の躊躇、放置を生まない関係づくり

## 課題②: 予防の取組の強化(未然防止)

- ・ 特定妊婦(若年、心身不調者等)の把握と早期支援  
→ リスク評価と支援(出産後までの継続的支援)

## 課題③: 虐待を受けた子どものケア(世代間連鎖を防ぐ)

- ・ 日常場面(学校・保育園、地域)での「こころのケア」  
→ 話を聞く、声かけ、スキンシップ等できることから  
→ 社会的自立へとつながる息の長い支援

## 【目標】

- 出産や子育てに不安を抱える者の減少
- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 子どもの心身ともに健やかな成長と社会的自立

## 平成 30 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

## ○会議開催状況

区分	開催日	会場	回数
<b>代表者会議 (※1)</b>	5/10	上越市役所 401 会議室	1 回
<b>実務者会議 (※2)</b>			
合同実務者会議	①5/10、②H31/3/18	上越市役所 401 会議室	2 回
合併前上越市・名立区	①6/4、②8/6、③10/1 ④12/3、⑤H31/2/4	上越市役所 地下図書室	5 回
東頸ブロック 安塚, 浦川原, 大島	①8/2 ②11/8 ③H31/1/31	①大島コミュニティプラザ ②安塚区総合事務所 ③浦川原コミュニティプラザ	3 回
頸北ブロック 大潟, 頸城, 吉川, 柿崎	①7/2、②10/5、 ③H31/1/18	大潟保健センター	3 回
中頸ブロック 三和, 牧, 清里, 中郷, 板倉	①7/5、②10/26、③12/20	板倉区総合事務所	3 回
<b>個別ケース検討会議 (※3)</b>	開催回数…205 回 検討児童数…237 名 (実人数 153 名) 参考: H29 実績 開催回数…151 回 検討児童数…159 名 (実人数 100 名)		

※1 代表者会議…関係機関の代表者等による会議

※2 実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議。  
対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの

※3 個別ケース検討会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議

## ○研修会状況

対象者	実施日時・研修会名 (会場)	研修内容
保育園・幼稚園・市職員関係	①4/19 保健事業説明会 (市役所 401 会議室) ②4/20 私立保育園園長会議 (文化会館) ③5/7 公立保育園園長会議 (教育プラザ) ④5/30 実務者研修会 (文化会館) ⑤7/19 私立幼稚園園長会議 (いかや)	①要対協の業務について ②児童虐待の通告について ③児童虐待の通告について ④上越市の児童虐待の現状及び対応について ⑤児童虐待について
学校関係	①4/13 新任養護教諭研修会 (教育プラザ) ②10/11 児童虐待通告について研修会 (教育プラザ) ③3/8, 12 養護教諭 保健事業説明会 (教育プラザ)	①上越市の児童虐待の現状及び対応について ②上越市の児童虐待の現状と市の役割について ③上越市の児童虐待について
その他	①8/9 民生委員児童委員母子父子部会 (市役所 402. 403 会議室) ②12/20 第一民協研修会 (福祉交流プラザ)	①上越市の児童虐待について ②上越市の児童虐待について

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの。

(裏面あり)

### ○児童虐待防止 出前講座の実施状況

対象（保護者）	実施日時	研修内容
①有田保育園 ②春日保育園 ③さんわ保育園 ④はまっこ保育園 ⑤つちはし保育園 ⑥いたくら保育園	①2/22 保育園保護者会及び公民館事業 ②2/22 保護者会総会 ③2/22 保護者会総会 ④2/22 保護者会総会 ⑤2/22 保護者会総会 ⑥2/15 保護者会総会	上越市の児童虐待の現状、虐待による影響、虐待を防ぐためにできること、相談先等

### ○その他研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

・保健師、保育士、社会福祉士、家庭相談員関係…12回

### ○啓発活動

啓発内容	啓発方法	時期
高等学校との情報交換と周知	訪問	5月
保育園・幼稚園、小中学校等との情報交換と周知	訪問	5月～7月
児童虐待に関する啓発	健康づくりリーダーへの啓発物品の配布及び説明	5～6月
	子どもの虐待防止ハンドブックの配布 （配布先：代表者会議委員、園、学校、民生委員、町内会長、医療機関等）	H30年1月～4月
夏休みに向けての児童虐待の周知	広報上越	7月
子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発	啓発ポスターの配布	11月
児童虐待防止推進月間の周知	FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、学校、医療機関、町内会集会所等）	11月
里親制度の周知	啓発ポスターの配布（市窓口）	11月

### ○その他

	実施日時	実施内容
上越地区会議 （児童相談所主催）	①5/29（上越地域振興局） ②H31/3/13（上越保健所）	児童相談所の現状について、要対協の効率的な運営及び要保護児相に関わる対応等について
児童相談所と市との連絡調整会	①7/10（上越児童相談所） ②H31/2/21（上越市役所）	①児童相談所・上越市の虐待の現状、市と児童相談所との連携等、早期発見・終結に向けた取組について情報共有 ②虐待ケースの緊急安全確認、虐待対応等について

## 平成 31 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

## 1 会議について

(1) 代表者会議・・・平成 31 年 4 月 18 日（木） 市役所 401 会議室

(2) 実務者会議

開催区分	会場	回数	備考
合同実務者会議	市役所 401 会議室	年 2 回	4/18 ※第 2 回の日程等は後日決定
合併前上越市 名立区	市役所地下図書室 市役所 401 会議室	年 5 回	6/3、8/5、10/7、12/2、2/3
安塚・浦川原・ 大島	浦川原区総合事務所	年 3 回	8/1、11/7、1/30
柿崎・大潟・ 頸城・吉川	大潟保健センター	年 3 回	7/1、10/7、1/17
牧・中郷・板倉・ 清里・三和	板倉区総合事務所	年 3 回	6/5、9/25、1/15

(協議方法) ※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

受理番号の若い順から 100～110 ケース程度をピックアップし、ケースの状況や緊急度について協議、報告をする。

(3) 個別ケース検討会議・・・ケースの状況に応じて実務者レベルで開催

## 2 研修会について（予定）

- ・教職員対象研修会（学校教育課と合同で開催）
- ・小中学校養護教諭対象の研修会（学校保健事業説明会に併せて実施）
- ・保育園・幼稚園・認定こども園の職員等を対象にした研修会
- ・県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士や保健師、社会福祉士などを派遣

## 3 予防・啓発関係（主なもの）

- ・虐待予防・早期発見の取組として、乳幼児健診や各種教室、特定妊婦の把握、保健師・相談員による訪問等での相談
- ・要保護児童等の情報提供による学校や園等との連携強化、高等学校への相談窓口の周知と情報交換の実施
- ・家庭相談員による相談支援
- ・FM-J や広報上越などによる児童虐待防止啓発活動
- ・11 月の児童虐待防止推進月間に合わせたキャンペーン

(裏面あり)

## 4 新規事業

### 【取組①】「子どもの虐待予防出前講座」の開催

- 目的 市民から上越市の児童虐待の現状等を知っていただき、地域での潜在的な虐待の掘り起こしと将来的な虐待の未然防止を目指す
- 対象 町内会、保育園・幼稚園保護者会、小中学校PTA、民生委員・児童委員ほか
- 内容 児童虐待の種類や虐待を引き起こす子や親のサイン、上越市の児童虐待の現状、実際に虐待を発見した時の対応、虐待通報先（専用ダイヤル189ほか）

### 【取組②】「親子コミュニケーション支援」での周知啓発

- 目的 親子の愛着形成を目的に実施している基本的な親子コミュニケーション支援事業の場（保育園等）を活用し、虐待を引き起こす確率が高い乳幼児の保護者に対し、児童虐待防止の重要性を伝える。
- 対象 保育園、幼稚園に通園する乳幼児の保護者
- 内容 児童虐待の種類や虐待を引き起こす子や親のサイン、上越市の児童虐待の現状、虐待通報先をお知らせするチラシを活用し、親コミ事業の前段で周知啓発を図る。

## 5 その他

- ・児童相談所と市との連絡調整会を年4回実施

# 防ごう！子どもの虐待 ～ひとりで悩まないで～



## 出前講座を行っています

対象：上越市民の方

費用：無料

時間：10～20分程度（要相談）

人数：何人からでも可能（会場に応じて）

内容：虐待とは何か、虐待を受けるとどうなるのか、

子どもとの関わり方、周りの人ができること など

会場：市内の会場どこでも伺います。地域のイベント・学校や

P T A行事にあわせ実施も可能です。

※詳しくは、以下の問い合わせ先までご相談ください。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

### <問い合わせ先>

上越市 健康福祉部 すこやかにくらし包括支援センター

住 所：上越市寺町2丁目20番1号（福祉交流プラザ内）

電 話：025-526-5623

※準備の都合がありますので、開催希望日の

3週間前までに申込用紙の提出をお願いします。

FAX：025-523-1218

上越市すこやかにくらし包括支援センター 行

## 子どもの虐待予防出前講座 申込用紙

申込日： 年 月 日

ふりがな 団体名			
ふりがな 申込者名			
住 所	〒 上越市		
電話・FAX	電話：	FAX：	
E-mail			
希望する 連絡方法	電話・FAX・E-mail ※電話での連絡を希望する場合は都合のよい時間帯を 備考欄にご記入ください。(9:00-18:00の間)		
希望日時	第1希望	年 月 日 ( )	
	第2希望	年 月 日 ( )	
	希望時間	午前 午後	時 分 ~ 午前 午後
予定会場	会 場 名		
	所 在 地	上越市	
参加予定人数	人	参加対象	小学生・中学生・高校生・成人・その他
備考 (特記事項があれば ご記入ください)			

事務局記入欄

### 承認欄

以下のとおり、出前講座の日時・講師が決定いたしましたのでお知らせいたします。

実施日時	年 月 日 ( )	午前 午後	時 分 ~	午前 午後	時 分
講師(所属)					
講師連絡先					
・講師から直接連絡いたしますので、実施内容の詳細について打合せをお願いします。					

承認日 年 月 日

児童虐待防止対策の強化に向けた新たなルールの徹底について（平成31年2月28日 内閣府男女共同参画局、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局）

新たなルール	ポイント	現状と課題	対策
1 通告者の情報元の秘匿	<p>○市町村・児童相談所は、保護者に虐待を通知する際には子どもの安全を第一とするとともに、<u>通告者保護の観点から、<u>通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。</u></u></p> <p>○学校、保育所等は保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、<u>子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととする</u>とともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。</p> <p>○虐待通告の場合、<u>通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め秘匿等に十分配慮して対応する。</u></p>	<p>・左記の通り対応しているが、さらに関係機関において徹底を図る必要がある。</p>	<p>・関係機関の職員一人ひとりが左記ルールについて共通認識を持ち対応できるよう、要対協の各種会議（代表者、実務者、個別ケース検討等）において周知徹底を図る。</p> <p>・なお、学校や保育所等において、複数の職員で対応することとし、その判断においては管理職を中心に、組織で対応することを徹底する。</p>
2 児童相談所、学校、警察等との連携	<p>○虐待通告等の対応に関し、<u>保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。</u></p> <p>○要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、<u>市町村又は児童相談所に情報提供する。</u>学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、さらに詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、<u>主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有する。</u></p>	<p>・市の要対協事務局が情報を集約し専門家と速やかに情報共有、連携して対応している。</p> <p>・左記の通り対応しているが、国から各学校への通知が年度末のため、引き続き7日以上欠席した場合などのルールの十分な周知ができていない学校・保育所等があることも予想される。改めてルールの周知・徹底を図る必要がある。</p>	<p>・学校・保育所等での虐待通告や欠席児童がある場合の対応について、速やかに情報共有し連携して対応できるよう、関係職員を対象に研修を実施する。</p> <p>【平成31年度に下記研修を実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員対象研修会</li> <li>・小中学校養護教諭対象の研修会</li> <li>・保育園・幼稚園・認定こども園の職員等を対象とした研修会</li> <li>・県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士等を派遣</li> </ul> <p>・また、学校教育課において、年度初めに行われる校長会や全ての学校の教頭が参加する研修会において、虐待の対応について周知する予定。</p>
3 一時保護解除後の家庭復帰の留意点	<p>○家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。</p> <p>○学校・保育所等と市町村・児童相談所との間において、<u>子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておく。</u></p> <p>○保護者が虐待を認めない場合、<u>家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等、関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。</u>この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。</p>	<p>・左記の通り対応している。</p> <p>・左記の通り対応しているが、全ての場合において同様に対応できるよう周知・徹底が必要。</p> <p>・左記の通り対応している。</p>	<p>・今後も児童相談所に対応。対応方針については要対協実務者会議等を通じて関係者が情報共有を図る。</p> <p>・関係機関の職員一人ひとりが、左記ルールについて共通認識を持ち、対応できる能力を育成する。要対協実務者会議等を通じて直接SOSを出す方法について、情報共有を図る。</p> <p>・関係機関において左記の状況を把握した場合に、児童相談所と速やかに情報共有を行う。対応方針については要対協実務者会議等を通じて関係者が情報共有を図る。</p>

新たなルール	ポイント	現状と課題	対策
4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底	<p>○児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、<u>児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し</u>、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。</p> <p>○<u>転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡すること。</u></p> <p>連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続の完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、<u>転居先の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続が完了する前の間においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行うこと。</u></p>	<p>・左記の通り対応している。ケースの引継ぎについては、関係機関においても必要に応じて実施している。</p>	<p>・転居等の情報を得た場合は速やかに児童相談所に情報提供を行うと共に、転居先においても必要な支援を受けられるよう各関係機関（母子保健・保育所等・学校、等）において調整するとともに、その情報を市の要対協事務局でも集約する。</p>
	<p>○このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において全国ルールとして見直しを行った以下の引継ぎルールについて、改めて徹底すること。</p> <p>・移管元の児童相談所が支援を行っているすべてのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。</p> <p>・<u>緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面による引継ぎを行うこと。</u></p> <p>・<u>移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則</u>とすること。また、移管先の児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。</p>	<p>・左記の通り対応している。</p> <p><b>平成30年度実績(参考)</b></p> <p>・<b>市要対協介入ケース 11件</b></p> <p style="text-align: center;"><b>※要保護児童のみ</b></p>	<p>・今後も児童相談所に対応。個別のケースについて、必要に応じて要対協や関係機関と連携し対応する。</p>
5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化	<p>○<u>配偶者暴力相談支援センター</u>（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、<u>DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用</u>するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。</p>	<p>・DVの被害者から寄せられる相談については、市民プラザに設置する男女共同参画推進センターが中心となり、対応に当たっている。関係機関との連絡調整も含めて相談対応を実施している。</p>	<p>・今後も男女共同参画推進センターと児童相談所や市要対協事務局等関係機関と連携を取り、対応する。</p>
	<p>○支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親の養育が困難な状況にある等で母子と一緒に一時保護することができない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図りながら、適切な支援を確保する。</p>	<p>・センターではDV被害者への支援として、相談を通じて身体的暴力や暴言などの被害状況を具体的に把握。</p> <p>・母子ともに生命の危険が差し迫り、緊急的な対応が必要と判断される事案については、警察や児童相談所、市要対協事務局とも連携し、母子の安全を最優先に確保した上で、緊急一時保護施設を所管する新潟県の担当部署と協議を行い速やかな入所につなげるなど、必要な対応を行っている。</p>	
	<p>○支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、<u>引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の共有に努める</u>など、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連携して子どもの安全確保を最優先して対応する。</p>	<p>・センターではDV被害者への支援として、相談を通じて身体的暴力や暴言などの被害状況を具体的に把握。</p> <p>・母子ともに生命の危険が差し迫り、緊急的な対応が必要と判断される事案については、警察や児童相談所、市要対協事務局とも連携し、母子の安全を最優先に確保した上で、緊急一時保護施設を所管する新潟県の担当部署と協議を行い速やかな入所につなげるなど、必要な対応を行っている。</p> <p><b>平成30年度実績 516件</b></p>	